

令和3年12月定例会議事録

令和3年
第12回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和3年12月8日(水) 午後7時～午後7時20分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎3階 301・302会議室

3. 出席農業委員(15名)

1番	西川 ひとみ	2番	田中 敏信	3番	伊藤 克巳
5番	大井 幸男	6番	花村 直良	7番	森川 朝子
8番	加藤 芳正	9番	時田 昌子	10番	山田 倉造
11番	浅野 喜代子	12番	服部 春彦	13番	佐藤 文恵
14番	宮田 圭	15番	大曾根 佳明	16番	岩田 悟

4. 欠席委員(1名)

4番 石原 晃

5. 議事日程

第 1 議事録署名者の指名について

第 2 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第 3 議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第45号 羽島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則について

第 6 報告第34号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第 7 報告第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

第 8 報告第36号 農地利用状況調査の結果報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

理事(兼)産業振興部長 永田 久男 農政課長 安田 裕治

事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 横山 健司 農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中15名であり、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第12回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、6番委員及び7番委員を指名する。

第2 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 『議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を上程し、事務局に説明を求める。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○局長補佐 「番号33番は、農地の売買です。
申請地は、合計面積は796㎡の2筆、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

譲受人は、経営面積が387.4アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は全て自宅から約200m以内の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上1件につきまして、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第42号について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第42号について、許可決定いたします。」

第3 議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号12番について、転用事業者は申請地を貸駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類されますが、農地法第4条第6項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地は既に造成されているため、追認での許可となります。申請地の北側は雑種地、東側及び西側は道路、南側は宅地となっており、周囲の営農に支障のない状態となっています。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第43号につ

いて許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第43号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第4 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長

「番号39番について、転用事業者は父親が所有する申請地を借りて分家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類されますが、農地法施行規則第33条第4号、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』の規定を準用して許可相当となるものです。

申請地の北側は道路、東側及び西側は畑、南側は宅地及び畑となっており、周囲にはコンクリートブロックを設け、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号40番について、転用事業者は建設業資材置場として申請地を使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類されますが、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地は既に資材置場として使用されているため、追認での許可となります。

申請地の北側及び西側は畑、東側及び南側は道路となっており、周囲の営農に支障のない状態となっています。

以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第44号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第44号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第5 議案第45号 羽島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則について

○議長 『議案第45号 羽島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則について』を上程し、事務局に説明を求める。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○局長補佐 「行政手続きにおける押印の見直しに伴い、「羽島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」の一部を改正するものです。内容としましては、この規則によって定められている押印の手続きを廃止するものです。具体的には、この規則で定められている第1号様式から第3号様式の中の押印を求める「印」の記述を削除します。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第45号につ

いて、異議がないものとして承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第45号については、異議がないものとして承認することと致します。」

第 6 報告第34号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第 7 報告第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議長 『報告第34号 農地法第3条の3の規定による届出報告について』、『報告第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

第 8 報告第36号 農地利用状況調査の結果報告について

○議長 『報告第36号 農地利用状況調査の結果報告について』を上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐 関係資料を基に説明する。

○議長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。